

聖隷浜松病院院内感染対策委員会規則

(目的)

第1条 聖隷浜松病院は、病院内の感染予防及び感染防止対策の充実と強化を目的として、院内感染対策委員会(以下委員会という)を置く。

(管掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

- (1) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)のサーベイランスに関する事
- (2) バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)のサーベイランスに関する事
- (3) サーベイランス【血管内留置カテーテル関連菌血症(BSI)・術後創部感染(SI)・尿路感染(UTI)・肺炎(VAP)]及びアウトブレイク調査に関する事
- (4) 感染予防対策の確立に関する事
- (5) 感染予防及び感染防止対策の啓蒙並びに教育活動に関する事
- (6) 感染防止のためのガイドライン及びマニュアルの整備に関する事
- (7) 感染症治療のための抗菌薬適正使用に関する事
- (8) 職業感染対策に関する事
- (9) ファシリティーマネージメントに関する事
- (10) その他感染予防及び感染防止対策に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長(感染対策委員長)
- (3) 事務長
- (4) 看護部長
- (5) 薬局長
- (6) 臨床検査技師長
- (7) 診療部
- (8) 看護部
- (9) 感染対策担当医師
- (10) 感染対策担当看護師
- (11) 診療技術部
- (12) 事務部
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長が指名する。

- (1) 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- (2) 委員長は、副委員長を指名し、場合により職務を代理させることができる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会に出席させ、意見を求め、また委員以外の者から資料の提出を求める事ができる。

(招集)

第7条 委員会は委員長が招集する。

- (1) 委員会は原則として月1回定期的を開催する。
- (2) 2項のほか、委員長が必要と認める場合に開催する。

(議事録の作成)

第8条 委員会は書記を置き、会議を開催した場合は議事録を作成しなければならない。

(雑則)

1. 前条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項に関しては、委員長が別に定めることができる。

施行:2001.12.1

改訂:2008.10.1